

※現時点の取扱予定であり変更はあり得るもの

I 概要

2016年1月からの社会保障・税番号(マイナンバー)制度の開始に伴い、各自治体からマイナンバー関係郵便物が差し出されます。

当該制度は社会的関心が高く、内容も秘匿性が高いことから、郵便物の配達等についても絶対に失敗は許されないものです。

当該郵便物は、全世帯あてに簡易書留として差し出されることから、郵便局での各種準備に時間を要するため、本社・支社・郵便局が連携の上、十分な準備・態勢整備等を行い、高品質に取り扱うとともに、コストコントロールを図ります。

【差出情報】

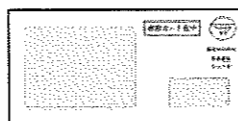
- ・郵便物の種類 簡易書留とする郵便区内特別郵便物「転送不要」
- ・差出人 自治体(郵便局への持込は国立印刷局が契約する運送会社)
- ・内容品 マイナンバーの通知カード

※個人番号(マイナンバー)カードを自治体に交付申請する際に使用

- ・差出通数 全国で5,500万通(※全世帯に1通)

- ・差出・配達時期 10月中旬以降順次(11月末まで)

※現案では10月13日～11月9日にかけて差出予定

***持込郵便局**

郵便区内特別郵便物であるため、原則は配達局
今回は、大量の簡易書留郵便物を円滑に処理するため、特例として機械処理局(2パス実施局)も差出場所として指定可能となっている。
持込郵便局は、支社が郵便局と調整の上、決定する。
現在、持込局は配達局(旧支店)とし、2パスは機械処理局(2パス実施局)・配達局間で日程等を調整の上、実施(予定)

【基準】 総務省が示したマイナンバー関係郵便物の配達等の基準

- ・10月中旬～11月中旬に初回配達(ファーストコンタクト)
- 11月末 初回配達100%終了

II 引受**【郵便局への差出方法】**

- ・運送方法 板パレット
- ・納入場所 指定する持込郵便局
- ・納入方法 郵便局と運送会社との間で、郵便局が指定する時間、トラック等の条件を事前調整し納入

【自治体との調整】

- ・郵便局のマイナンバー郵便物責任者及び補助者の指定
- ・自治体側の担当者の確認等

【引受方法】

- ・引受検査 「書留・特定記録郵便物等差出票」に基づき、段ボール数と端数を実査の上引受通数を確認(すべての段ボールをサンプル検査)

(注) 配達局ではなく機械処理局(2パス実施局)へ持ち込む場合の取扱い
後納入力 配達局社員が行う必要があるため、配達局社員の出張入力
引受検査 2パス実施局で代行することも可

III 到着**【到着関係】**

- ・配達区別に区分し、配達区ごとに査数し、専用の郵便日計簿に配達区ごとの通数を記録
- ・簡易書留郵便物は、配達区ごとに薄型パレットケース等に納入し、保管

IV 配達**【配達関係】**

***通常業務終了後の超過勤務により、マイナンバー郵便物のみを単独配達(バック配達) 注)非番、週休出勤等による単独配達も行う。**

- ・なりすましによるマイナンバー郵便物の搾取を防止するため、玄関の中で交付
- *受取人がご不在の場合 原則、初回配達時に不在通知書を入れる。**

【業務運行計画の作成】

- ・各郵便局において、業務運行計画(配達計画、不在郵便物の保管レイアウト、事故発生時の緊急連絡態勢等)を作成
- ・特に配達計画については、本社・支社へ報告
- ・マイナンバーの追跡情報のページ(社内向け)を設定予定であり、進捗管理を実施

V 再配達・窓口**【再配達の受付】**

***不在配達通知書 「マイナンバー専用」とする。**

様式は本社指示に基づき、速やかに各局において調達する。

***再配達希望日 原則、配達日の翌々日以降での受付**

(配達希望日が翌々日以降となる旨、不在配達通知書へ記載し、お客さまへ案内)

- ・郵便局の電話受付 原則、9:00～17:00
マイナンバーの専用電話番号として、郵便局に携帯電話を配備予定
- ・24時間自動受付(IVR)は、マイナンバー専用の電話番号[0120-06-3181]、携帯電話からの「0570-550-888」を用意

【保管管理】

・マイナンバー郵便物の保管管理は、別途、配布を予定している「保管ツール」の活用や配達日、配達区別に保管するなどにより、再配達依頼の際に特定できるようにする。

【窓口交付】

- 窓口交付数が増加することが想定されるため、以下のような対応を実施
- ・局状に応じて、コミュニティルームや会議室等をマイナンバー郵便物交付専用窓口として設置
- ・ゆうゆう窓口時間の延長(郵便局長判断)

